



目 次	
規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (")	3
◎土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課)	3
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計管理課)	5
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	<1・6 掲示>
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○換地処分の届出 (宿毛市) (")	6
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県公安委員会告示	
◎告示 (道路における危険を防止するための交通誘導警備業務を実施する路線及びその区間) の一部改正	6

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号
高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第3の12の(5)の表6の(3)の項中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同表の12の(5)の表6の(4)の項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表の12の(5)の表6の(5)の項中「第20条第1項及び第2項」を「第21条第1項及び第2項」に改め、同表の12の(5)の表6の(6)の項中「第33条から第37条まで」を「第38条から第42条まで」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月18日から施行する。

~~~~~

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第2号**  
**高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考及び別表第2備考中「この表において、」を「この表において」に改める。

別表第3の17の項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年1月18日から施行する。

~~~~~

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第3号
高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条第2項」を「第22条第2項及び第30条第2項」に、「別記第1号様式のとおり」を「別記第1号様式によるもの」に改める。

第3条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第11条」を「第12条」に、「第10条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改める。

第4条第1項中「第16条第2項」を「第17条第2項」に、「別記第3号様式による特定開発行為変更許可申請書のとおり」を「別記第3号様式によるもの」に改め、同条第2項中「特定開発行為変更許可申請書」を「申請書」に改める。

第5条の見出し中「届出の方法」を「届出手段」に改め、同条中「第16条第3項」を「第17条第3項」に、「を提出してしなければ」を「によりしなければ」に改める。

第8条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記
第 1 号様式 (第 2 条関係)

← 9センチメートル →

写真貼り付け箇所	身 分 証 明 書	第 号
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	年 月 日生	
	有効期限	年 月 日

9センチメートル

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 5 条第 1 項、第 22 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は立入検査をすることができる者であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事 印

- 備考 1 写真の大きさは、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとする。
 2 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (抜粋)
 (基礎調査のための土地の立入り等)

第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 略

5 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 略

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げはならない。

8～10 略

(立入検査)

第 22 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 10 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項、第 19 条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緊急調査のための土地の立入り等)

第 30 条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第 5 条 (第 1 項及び第 4 項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第 8 項から第 10 項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 5 条第 7 項 (第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

(2) 第 22 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 41 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この規則は、平成 27 年 1 月 18 日から施行する。

告 示

高知県告示第 20 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 23 年法律第 105 号) 附則第 13 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 14 条の規定による改正前の地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条第 1 項の規定により、宿毛市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成 27 年 1 月 16 日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
楠山	カチカヤブ	273、274 のイ、274 の 2 から 274 の 4 まで、275 の 1、275 の 3 から 275 の 6 まで、276 の 1、276 の 2、278 の 1、278 の 5、279 の 1、279 の 2、279 の 4 から 279 の 12 まで、280、281 の 1 から 281 の 4 まで、282 から 284 まで、285 の 2、285 の 4	楠山	春日台
	小田屋式	286 の 2、286 の 3、287 から 292 まで、1120 の 1、1120 の 2、1120 の 4、1120 の 8、1120 の 22、1120 の 23 から 1120 の 25 まで		
	石神ダバ	298、299、301、302、305、1121		
楠山田		306 から 311 まで、312 の 1 から 312 の 3 まで、313 の 1、313 の 2、314、317 の 1 から 317 の 3 ま		

	で、318、319の1から319の3まで、320、321の1、321の2、322の1から322の3まで、323の1、323の2、324の1から324の3まで、325の2、327		
ザトロ子ハマ	328から330まで、331の1、331の2、332から335まで、1126、1132の1、1137の1、1137の14、1137の15、1144のロ		
ヲンヂ畑山	1059のロ、1059の10から1059の14まで、1066の2		
ヲドリバ山	1118の20		

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介する道路及び水路である市有地の全部を含むものとする。
 2 上記地番は、平成20年2月29日現在の登記簿による。

高知県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
 港町診療所 安芸市港町一丁目1番10号 平26・11・30

高知県告示第22号

施術機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第1項の指定をした。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
-------	--------	---------	-------

後藤 光希	よしもと接骨院南国ごめん院	南国市駅前町二丁目4-72	平成26年11月25日
-------	---------------	---------------	-------------

高知県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
383-37-008	イヨ川北平川	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-37-009	イヨ谷川（2）	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-37-010	イヨ谷川（1）	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-37-011	イヨ谷川（3）	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-37-013	イヨ谷川（4）	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-37-014	イヨ谷川（5）	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-37-015	イヨ谷川（6）	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-50-235	鍋黒山川	高知市春野町西畑（別紙図面のとおり）	土石流

383-50-251	北ヶ谷川（1）	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	土石流
383-50-252	北ヶ谷川（2）	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	土石流
383-50-253	中ノ谷川（1）	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	土石流
383-50-254	中ノ谷川（2）	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	土石流
383-50-255	獅々遊川	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	土石流
383-50-508	三宝山谷川	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	土石流
383-99-013	西根木谷川	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-99-014	中根木谷川	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-99-015	東根木谷川	高知市春野町弘岡下（別紙図面のとおり）	土石流
383-99-017	扇田谷川	高知市春野町西畑（別紙図面のとおり）	土石流
383-99-016	鶴谷川	高知市春野町西分（別紙図面のとおり）	土石流
I-1565	城山	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1591	田ノ浦	高知市春野町西畑（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1592	廃プラ東	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1593	廃プラ	高知市春野町森山（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊

I-1594	清掃センター南	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3761	田ノ浦北	高知市春野町西畑及び春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊			図面のとおり)	
I-1595	清掃センター北	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3762	間(3)	高知市春野町秋山及び春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3780	飛石東(1)	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1596	大津	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3763	廃プラ西(1)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3781	飛石東(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1597	久万(1)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3764	奥谷	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-139	アマウツノ峯(2)	高知市春野町西畑(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1598	堀越	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3765	間南(1)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-146	四和(1)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1599	J Aの森(1)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3766	廃プラ北	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-147	四和(2)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1600	念佛田	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3767	大瀬北	高知市春野町西分及び春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-148	間南(2)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1601	東谷口	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3769	十田(3)	高知市春野町西分及び春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-149	間南(3)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1602	大門溝	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3770	山下(1)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-150	J Aの森西	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1603	西根木谷	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3771	根木谷中	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-151	山下(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1604	西根木谷口	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3772	大門溝	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-152	松ノ木西	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1605	元弘(1)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3773	北山(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	III-153	元弘(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-1606	イヨ川	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3774	常沢	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	IV-383032	廃プラ西(2)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-3760	アマウツノ峯(1)	高知市春野町西畑(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	II-3779	当ヶ谷山(1)	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下(別紙	急傾斜地の崩壊	IV-383033	廃プラ西(3)	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
								IV-383034	清掃センター	高知市春野町森山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

	西		
IV - 383035	久万(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383036	J Aの森(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383037	松ノ木北	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383038	北山(3)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383039	北山(4)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383040	元弘(3)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383041	元弘(4)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383042	当ヶ谷山(2)	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383043	イヨ谷(1)	高知市春野町弘岡中及び春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383044	イヨ谷(2)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383045	イヨ谷(3)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383046	イヨ谷(4)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383047	イヨ谷(5)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 383048	イヨ谷(6)	高知市春野町弘岡下(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

II-3692	山光	高知市春野町内ノ谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-3693	北村	高知市春野町内ノ谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-3694	吉川	高知市春野町内ノ谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-113	北川(2)	高知市春野町内ノ谷及び長浜蔦絵台一丁目(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-114	北川(3)	高知市春野町内ノ谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
III-118	鷲尾(4)	高知市春野町内ノ谷(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第24号

売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市稲荷町103番地
株式会社近森産業
代表取締役社長 近森 正久
- 売りさばき所の所在地及び名称
高知市本町五丁目1-45
高知市役所厚生会売店
- 廃止年月日
平成26年12月26日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年1月6日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年1月6日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年1月6日	特定非営利活動法人あらたドリームプロジェクト	荒川 泰士	四万十市具同6253番地11	この法人は、地域資源を活用するために、広域な学校等の連携振興活動を通じて、地域内外の新しいネットワークを生み出し人材を育成をしながら、経済活性化を図ることで、広く社会に貢献することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市古川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	西村 嘉之	四万十市具同田黒一丁目8番22-4号	
〃	宮崎 繁美	〃 不破	1445-2
〃	宮崎 淳	〃 〃	1379
〃	澤良木茂馬	〃 入田	3617
〃	北尾 桂子	〃 具同	1538
〃	繁山 一己	〃 〃	7788-イ
〃	上岡 弘一	〃 〃	180-2
監事	夕部 喜久	〃 〃	181-3
〃	岡村 一寛	〃 具同田黒一丁目7番34号	
(就任)			
理事	宮崎 茂克	四万十市不破	1434
〃	上岡 弘一	〃 具同	180-2
〃	夕部 静	〃 不破	1377-1
〃	上田 明德	〃 入田	3588
〃	伊與田妙美	〃 具同田黒一丁目8番3号	

〃 西村よし子 〃 具同 1545
 〃 中山 仁 〃 〃 8588-8
 監事 夕部 喜久 〃 〃 181-3
 〃 岡村 一寛 〃 具同田黒一丁目7番34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、宿毛市から橋上地区（楠山換地区）の換地処分を平成26年12月8日に行った旨の届出があった。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年1月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年12月9日 26高都計第466号	（1工区） 吾川郡いの町字柳町 9番の一部ほか	吾川郡いの町1700番地1 いの町長 塩田 始
平成26年12月22日 26高幡土開第7号	幡多郡黒潮町下田の 口字ヒノ下タ498番 1ほか	新潟県新潟市南区 清水4501番地1 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

平成18年12月高知県公安委員会告示第30号（道路における危険を防止するための交通誘導警備業務を実施する路線及びその区間）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年1月16日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

表中

「 _____ 」

5 国道194号	同上
6 国道195号	同上
7 国道197号	同上
8 国道321号	同上
9 国道381号	同上
10 国道439号	同上
11 県道春野赤岡	全路線
12 県道桂浜はりまや	同上
13 県道桂浜宝永	同上
14 県道高知南環状	同上
15 県道高知土佐	同上
16 県道土佐伊野	同上
17 県道高知北環状	同上
18 県道土佐山田野市	同上
19 県道後免中島高知	同上
20 県道南国野市	同上
21 県道高知南国	同上
22 県道北本町領石	同上

を

5 国道195号	同上
6 国道321号	同上
7 県道春野赤岡	全路線
8 県道桂浜はりまや	同上

9 県道桂浜宝永	同上
10 県道高知南環状	同上
11 県道高知春野	同上
12 県道高知土佐	同上
13 県道土佐伊野	同上
14 県道高知北環状	同上
15 県道後免中島高知	同上
16 県道高知南国	同上
17 県道北本町領石	同上

に改める。」